

「地域包括支援センターだより」
生活支援ボランティア「東秩父お守り隊」を紹介します。



2月21日開催定例会参加の「東秩父お守り隊」の方々です。

平成28年度と平成29年度に、地域包括支援センターのボランティア養成講座を受講し、登録していただいた方々を中心に平成29年度から活動しています。この2年間は主に2人1組で東西に分かれ、週2回の配食サービスの配達を担っていただきました。配食を届けながら声掛けをし、ご利用者の体調も包括支援センターへつなげる等、地域へ出向いて活動していただきました。「東秩父お守り隊」による配達はこの3月で終了いたしましたことを感謝申し上げますとともにご報告いたします。

今後の活動については、地域包括支援センターや保健センター、子育て支援センターの行事のお手伝いの他に、「週に何回か様子を見に行き話をしてもらいたい。」「ゴミ集積所までゴミを運んでもらいたい。」「買い物に付き合ってもらいたい。」等、ちょっとしたお手伝いがあれば助かると思っていられる方がいましたら、どんなことでもご相談ください。「東秩父お守り隊」のボランティアの方々と検討し、安心して住み良い東秩父村を目指して活動していきます。

問合せ 地域包括支援センター ☎82-1116

大河原駐在所に
石橋亮一 巡査部長
着任



趣味：ドライブ、食べ歩き
抱負：上尾警察署から異動してきました。駐在所勤務は初めてとなりますが、地域住民の方と接しながら、安全で安心して暮らせるまちづくりに一生懸命努めていく所存です。よろしくお願ひします。

なお、前任の和田警部補はご退職となりました。

重度心身障害者医療費助成制度に所得制限を導入します

2019年4月1日より重度心身障害者医療費助成制度に所得制限を設け、毎年10月に所得審査を行います。また受給者証は毎年10月1日から翌年9月30日まで（この間に障害者手帳等の要再認定等の日付がある場合は、その日付が受給者証の有効期限日となります。）の1年更新となります。

1 対象者

2019年4月1日以降に、重度心身障害者医療費助成制度の登録申請をされる方。

※2019年3月31日までに登録申請をされた方は、2022年9月末までは所得制限を実施しません。

2 内容

受給者本人の前年の所得（非課税所得を除くすべての所得）から、各種控除を引いた金額が所得制限基準額を超えた場合、その年の10月1日から翌年9月30日までの診療・調剤分については医療費助成を行いません。

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人目以降	1人増すごとに、所得制限基準額に38万円を加算	

○扶養親族が同一生計配偶者（70歳以上）もしくは老人扶養親族（70歳以上）の場合は、1人につき10万円をさらに加算します。

○特定扶養親族（19歳以上23歳未満）または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、1人につき25万円をさらに加算します。

問合せ 住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226

“笑いと楽しさがいっぱい！！” 山ツツジ歓笑会 in 二本木峠

日時 5月5日（祝・日）午前11時～
※二本木峠山開き（祭典）同時開催



【イベント】

音楽：たっぷり生演奏 G3バンド
和太鼓 地元太鼓愛好会
歌謡ショー 高田 侑

笑い：歌と踊りと笑いのエンターテイメント
“今、お子さんにも大人気” パロディー倶楽部

踊り：南国のフラダンス スイートハート

主催 坂本ふれあい会